

10 都城市公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

地方公務員法第8条第2項において、公平委員会の権限については次のように規定されています。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ③ ①②のほか、職員の苦情を処理すること。
- ④ ①～③のほか、法律に基づき権限を有する事務

(2) 公平委員会の令和6年度中の業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度は、新規分の「勤務条件に関する措置要求書」はありませんでした。

② 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和6年度は、新規分、前年度からの継続分ともに案件はありませんでした。